

宿毛市コロナ対策取組宣言店制度について

1. 事業の目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、大きな影響を受けている宿毛市内の飲食店、宿泊施設等が、新型コロナ対策の取り組みを積極的に実施し、そしてその取り組みの内容を記載したポスターを店頭に掲示および宿毛市ホームページにおいて公開することにより、市内外のお客様に安心してご来店いただける環境整備を促進し、宿毛市のにぎわいの回復、経済の回復につなげることを目的としています。

2. 申請にあたっての注意点等

(1) 本書は、本事業を適切に実施していただくため、制度の概要や留意点を記したものです。店舗等の代表者の方をはじめ、従業員の方など営業に関わる皆様で目を通すようにしてください。

(2) 原則、飲食店、宿泊施設等を本事業の対象としております。ただし、それ以外の業種であっても申請は可能です。

(3) 申請者は、この手引き内に記載のない点や不明な点等については、宿毛市商工観光課に連絡のうえ、その指示に従うものとしてください。

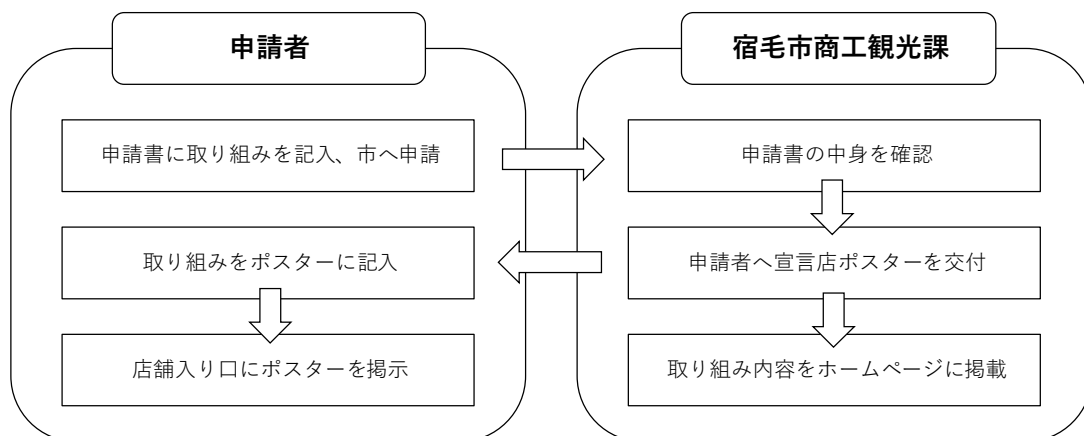
3. 事業実施のフロー

(1) 申請者は、同封の申請書（商工観光課窓口および宿毛市ホームページからダウンロードして入手可）にコロナ対策の取り組みを記入し、商工観光課へ提出する。

(2) 申請後、その場で商工観光課からポスターの交付を受け、申請内容を記入する。

(3) 店頭でコロナ対策の取り組みを記載したポスターを掲示する。

(4) 商工観光課では、ホームページに申請者の取り組みを掲載する。



4 参考資料

コロナ対策の取り組みについては、各業界団体が作成した下記のガイドラインを参考にしてください。

- ・一般社団法人高知県食品衛生協会

<http://www.kfha.or.jp/pdfetc/202006coronaguideline.pdf>

- ・一般社団法人 日本フードサービス協会

https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/attach/pdf/ncv_guideline-29.pdf

- ・日本旅行協会

<http://www.ryokan.or.jp/top/news/detail/298>

- ・内閣官房 業種ごとの感染拡大予防ガイドライン一覽

<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf?20200806>

5 Q&A

Q1 チェック項目はすべてクリアできないと申請できないのか

A1 1～10は代表的なコロナ対策の取り組みとして提示したものであり、すべてクリアできていなくても、コロナ対策の取り組みを実施していれば申請は可能。

Q2 チェック項目は何個以上クリアしないといけないのか

A2 具体的に何個以上という定めはないが、可能な限り、できる対策は積極的に実施していただきたい。

Q3 ポスターを店舗の入口ドア外側でなく、店舗内に掲示してよいか

A3 趣旨として、店外に掲示することでお客様が安心してご来店できるようにすること、また店外に掲示することで店舗運営におけるコロナ対策の意識を高めることを狙いとしているので、原則として店外に掲示していただきたい。

Q4 座席の間隔はどのくらい広く取ればよいか

Q4 概ね 1m以上を確保していただきたい。